

論 説

韓国憲政史における自己拘束的な憲法 ——1948年憲法・1962年憲法・1987年憲法の比較——

水 島 朝 穂
浅 羽 祐 樹

- 1 はじめに
- 2 問題の所在
- 3 先行研究の検討
- 4 理 論
- 5 事例検証
- 6 結 論

1 はじめに

本稿は水島とソウル大学校韓国政治研究所研究員の浅羽祐樹が共同で執筆したものである。その経緯について簡単に紹介しておこう。

水島は、科学研究費補助金（基盤研究(B)）「現代韓国の安全保障・治安法制の実証的研究（2002-2004）」（代表、徐勝立命館大学法学部教授）に研究分担者として参加している。この研究は、科研基盤研究「現代韓国の法・政治構造の研究（1999-2001）」（その成果は、大久保史郎・徐勝編『現代韓国の民主化と法・政治構造の研究』〔日本評論社、2003年〕として公刊）に引き続いて行われている日韓共同研究である（その成果も最終的に公刊予定）。これまで、ソウル（2002年10月）、京都（2003年2月）、沖縄（2003年6月）、ソウル（2003年11月）と日韓を行き来しながら日韓共同研究を行ってきた。水島は、沖縄での研究会で、「『日米同盟』から地域的安全保障体制へ——

沖縄が問うもの」と題して報告を行った。浅羽は通訳や翻訳などの便宜を提供するなど同研究に関わってきた。

この間、韓国では第16代大統領選挙の実施（2002年12月）、盧武鉉政権の成立（2003年2月）、大統領の再信任問題（2003年10月）、さらには大統領に対する弾劾訴追案の国会における議決（2004年3月）、同議決に対する憲法裁判所による棄却決定（2004年5月）など、韓国憲政史における大きな局面を迎えている。そこで、私たちは韓国憲政史についての本格的な研究がいよいよ必要であると認識を一致させ、水島は憲法学の知見を、浅羽は政治学の研究成果を持ち寄り、共同研究に着手することにした。具体的には、大統領に対する弾劾といった個別の憲政史的な事項（もちろん、それはそれとして別に検討されなければならないのは言うまでもないが、稿を改めて取り組むべき課題である）について検討する以前に、韓国憲政史全体を包括的に、なおかつ他国の憲政史との比較の観点から捉える必要があるとの判断の下、まずは、「韓国憲政史における自己拘束的な憲法」という問題に取り組むことにした。奇しくも、民主主義と立憲主義の関係について、日本でも最近、再び憲法学における関心が高まっているが、政治学の方でも、この両者の関係について真摯な学問的な検討がなされている。しかし、残念なことに、これまでのところ、学際的な検討が十分でなかったため、相互に学問的なディスコミュニケーションに陥っているのではないかと憂慮される状況にある。そこで、こうした状況を踏まえて、本稿では、試論的ながら、戦後日本において忘れられた感もある「憲政史」という観点に再び着眼することで、憲法学と政治学の架橋を試みようとする。

2 問題の所在

憲法が動機によって監視され、動機によって維持されたものであることを忘れれば忘れるほど、憲法の制定がエンジニアリングに似た作業である、ということが強調されなければならない⁽¹⁾。

韓国では制度としての憲法の持続性に顕著な差が見られる。本稿では、なぜ、そうした差が生じるのかについて明らかにする。

サルトーリ（G. Sartoni）は政治制度一般、特に憲法（constitutions）をエンジンにたとえている。エンジンとは、まず、「機能しなければならず、一定のアウトプットを必要とするメカニズムであり」、さらに、「刑罰と報酬とを用いない限り、期待されているようにはなかなか機能しない」。つまり、憲法の最高法規性と立憲政治が期待されているように機能するためには、「刑罰と報酬」、すなわち、「動機に基づいた構造として政治制度を創設し確立すること」⁽²⁾が必要だということである。

河野勝も政治的な制度の特性として利害に基づく動機が介入せざるをえないことを指摘している⁽³⁾。政治的なアクターがその時々の方々の利害に従って、時には憲法を守り、時には憲法を破ることはむしろ理にかなっている⁽⁴⁾。憲法を破るアクターだけがとりわけ貪欲な暴君ネロであるというわけではない。たとえ暴君ネロであっても、憲法を破るよりは守る方が自らの利害にかなっていると判断するとき、初めて憲法は期待されているように機能し、持続する。そのためには、何よりも、動機が重要である（incentive matters）。

韓国では、建国憲法⁽⁵⁾が1948年7月に制定されて以来、今日に到るま

(1) Giovanni Sartoni, *Comparative Constitutional Engineering: An Inquiry into Structures, Incentives and Outcomes*, Second Edition, Macmillan, 1996, p. 203: ジョヴァンニ・サルトーニ（岡沢憲実監訳・工藤裕子訳）『比較政治学：構造・動機・結果』（早稲田大学出版部，2000年）p. 221.

(2) *Ibid.*, p. ix: 前掲書，p. i.

(3) 河野勝『制度』（東京大学出版会，2002年）特に，pp. 24-28.

(4) ここで「理にかなっている」とは次のような意味においてである。「合理的とは、それぞれのアクターが自分の『利益』あるいは『目的』をできるだけ実現しようと考えて行動している，ということの意味するにすぎない。注意してほしいのは，そこでの利益や目的が内容として理にかなったものであることを意味するのではない，という点である。」久米邦夫・川出良枝・古城佳子・田中愛治・真淵勝『政治学』（有斐閣，2003年）p. 10.

表 1

歴代憲法	成立年月	一部改正／全文改正	改正の性格
建国憲法	1948年 7 月		
第 1 次改正	1952年 7 月	一部改正	
第 2 次改正	1954年11月	一部改正	
第 3 次改正	1960年 6 月	一部改正	形式的改正だが実質的の制定
第 4 次改正	1960年11月	一部改正	
第 5 次改正	1962年12月	全文改正	形式的改正だが実質的の制定
第 6 次改正	1969年10月	一部改正	
第 7 次改正	1972年12月	全文改正	形式的改正だが実質的の制定
第 8 次改正	1980年10月	全文改正	形式的改正だが実質的の制定
第 9 次改正	1987年10月	全文改正	形式的改正だが実質的の制定

で、56年間で9回にわたって憲法が改正された（表1を参照）。建国憲法を含めて10の異なる憲法が存在したことになる。単純に計算すると、平均的な持続期間は5年7ヶ月間である。最も長く持続しているのは1987年に成立した現行憲法で、その期間は16年間あまりである。2番目に長く持続しているのは1972年憲法で、その期間は7年10ヶ月間である。3番目に長く持続しているのは1980年憲法で、その期間は7年間である。反対に、持続期間が最も短いのは、わずか5ヶ月後に再び改正された1960年6月憲法⁽⁶⁾である（表2を参照）。建国憲法から現行憲法まで憲法の同一性が保たれているとみなす場合、憲法改正率⁽⁷⁾は0.16である。

(5) 通常、制憲憲法と言われるが、建国憲法の方がより妥当な名称であると考えられる。

(6) 各憲法が成立した年号（しかも西暦）によるこうした区分は、鄭宗燮編『韓国憲法史文類（韓国語）』（博英社、2002年）に依る。以下、韓国語文献は筆者の責任で日本語に訳す。その際、韓国語文献として識別できるように、（韓国語）と付記する。

(7) 憲法改正率（amendment rate）とは、憲法が成立して同一の憲法が維持される間、平均して一年毎に何度かの改正が行われたかを表す。Donald S. Lutz, “Toward a Theory of Constitutional Amendment,” *American Political*

表 2

歴代憲法	持続期日（何年何月から何年何月まで）	持続期間（何年何ヶ月間）
1948年憲法	1948. 7 -1952. 7	4 年間
1952年憲法	1952. 7 -1954. 11	2 年 4 ヶ月間
1954年憲法	1954. 11-1960. 6	5 年 7 ヶ月間
1960年 6 月憲法	1960. 6 -1960. 11	5 ヶ月間
1960年11月憲法	1960. 11-1962. 12	2 年10 ヶ月間
1962年憲法	1962. 12-1969. 10	6 年10 ヶ月間
1969年憲法	1969. 10-1972. 12	3 年 2 ヶ月間
1972年憲法	1972. 12-1980-10	7 年10 ヶ月間
1980年憲法	1980. 10-1987. 10	7 年間
1987年憲法	1987. 10-現在（2004年 4 月）	16年 6 ヶ月間以上

9 回の改正のうち、全文改正が 4 回⁽⁸⁾、一部改正が 5 回⁽⁹⁾である。さらに、歴代憲法の前文に見られるように形式的には全て憲法改正であるが、そのうち 5 回⁽¹⁰⁾は実質的には憲法制定であると判断される。実質的には憲法制定である場合、憲法の同一性が保たれているとみなすことができないので、同一性が保たれている各憲法毎に憲法改正率を修正すると次のようになる（表 3 を参照）。この場合、憲法の平均的な持続期間は 9 年 4 ヶ月間である。この分類においても、最も長く持続しているのは 1987 年憲法で変りない。2 番目に長く持続しているのは 1948 年憲法で、その期間は 11 年 11 ヶ月間である。3 番目に長く持続しているのは 1962 年憲法で、その期間

Science Review, Vol. 88, No. 2 (June 1994), pp. 355-370.

- (8) 1962 年憲法, 1972 年憲法, 1980 年憲法, 1987 年憲法がこれに相当する。
- (9) 1952 年憲法, 1954 年憲法, 1960 年 6 月憲法, 1960 年 11 月憲法, 1969 年憲法がこれに相当する。
- (10) 全文改正の 4 つの事例（1962 年憲法, 1972 年憲法, 1980 年憲法, 1987 年憲法）に加え、統治構造を大統領制から議員内閣制に変更した 1960 年 6 月憲法がこれに相当する。通常、1948 年憲法, 1960 年 6 月憲法, 1962 年憲法, 1972 年憲法, 1980 年憲法のそれぞれは、第 1 共和国憲法, 第 2 共和国憲法, 第 3 共和国憲法, 第 4 共和国憲法（または維新憲法）、第 5 共和国憲法と呼ばれる。

表 3

歴代憲法	改正率	持続期間
1948年憲法	0.25	11年11ヶ月間
1960年6月憲法	0.80	2年6ヶ月間
1962年憲法	0.20	10年間
1972年憲法	0.00	7年10ヶ月間
1980年憲法	0.00	7年間
1987年憲法	0.00	16年6ヶ月間以上

は10年間である。反対に、持続期間が最も短いのは1960年6月憲法の2年6ヶ月間である。なお、どちらの分類においても、3度に及ぶ憲政中断の期間は考慮に入っていない⁽¹¹⁾。

なぜ、制度としての憲法の持続性にこうした顕著な差が生じるのか。より具体的には、なぜ、現行の1987年憲法は、それ以前の諸憲法とは異なり、実質的に新しい憲法でもって代替されることも一度も改正されることもなく、過去16年間6ヶ月（2004年4月現在）以上それなりに持続してきたのか。これらの問いに答えるために、本稿では、1987年憲法を1948年憲法及び1962年憲法と比較し検証する。

事例選択の理由は次の通りである。まず第1に、先の第2の分類並びに表3から明らかのように、これら3つの憲法は制度としての持続性が最も高いものから順に選ばれたものだからである。いずれの憲法も最低でも10

(11) 1度目の憲政中断は、1961年5月に起こった朴正熙によるクーデタの直後成立した国家最高再建会議によって、国会が解散され1960年憲法の効力が事実上停止した時期である。2度目は朴正熙が1972年、10月維新を宣言し、非常國務會議を設置した時期である。3度目は朴正熙の暗殺後全斗煥を中心とする新軍部が国家保衛立法會議を設置した時期である。徐勝・韓寅燮「現代韓国の法・政治構造の変動」大久保史郎・徐勝編『現代韓国の民主化と法・政治構造の変動』（日本評論社、2003年）pp. 25-26。これら3度に及ぶ憲政中断の期間を考慮に入れると、憲法の持続性はそれだけ低くなるが、考慮に入れずとも、憲法の持続性の差という本稿における課題に取り組む上で本質的な支障にはならない。

年間は持続した。比較的持続性の高い憲法においてすら、一方では、1948年憲法と1962年憲法の場合、改正を経て、結局、それぞれ1960年6月憲法と1972年憲法といった実質的に新しい憲法が制定され、代替（replacement）されることになる。他方では、1987年憲法の場合、今のところ、一度も改正されることなく持続している。第2に、最も重要な点であり詳しくは後述されるが、これら3つの事例の間で、本稿における説明変数と従属変数の組み合わせに必要な差があるからである。事例間で説明変数と従属変数の組み合わせに必要な差があり、十分な科学的推論を経るとき、初めて因果関係を探究することができる。さらに、第3に、対抗仮説の妥当性を合わせて実証的に検討し、本稿における理論の優位性を提示することができるからである⁽¹²⁾。

本稿は次のように構成される。第3節では、先行の諸研究が検討される。第4節では、本稿において用いられる理論が提示される。第5節では、1948年憲法・1962年憲法・1987年憲法それぞれの事例を分析することで第4節で提示された理論を検証する。第6節では、本稿全体を要約し、残された課題を明らかにする。

3 先行研究の検討

本節では、先行の諸研究が検討される。それらは、大別して、(1)改正手続きの硬軟、(2)憲法典の長短、(3)憲法成立過程の民主主義度、(4)政治文化や社会経済条件と制度の乖離、(5)暴君ネロの5つに分類することができる。検討の結果、いずれもが、本稿の問いに取り組むためには、理論的にも方法論的にも実証的にも不十分であることが主張される。

(12) 事例選択のバイアスについては、Garry King, Robert O. Keohane and Sidney Verba, *Designing Social Inquiry: Scientific Inference in Qualitative Research*, Princeton University Press, 1994, pp. 128-138.; G・キング, R・O・コヘイン, S・ヴァーバ（真淵勝監訳）『社会科学のリサーチ・デザイン：定性的研究における科学的推論』（勁草書房, 2004年）pp. 154-168を参照せよ。

まず第 1 に、改正手続きの硬軟を検討する。憲法改正の手続きが困難であればあるほど、憲法の持続性が高まり、逆に、容易であればあるほど、憲法の持続性が低くなるものと想定される。通常、憲法の改正には法律の制定よりも何らかの困難な手続きが伴う場合が多く、その場合、その憲法は硬性憲法と呼ばれる。逆に、憲法改正と法律の制定に手続き上の差がない場合、その憲法は軟性憲法と呼ばれる。歴代憲法は何らかの意味で全て硬性憲法である。そもそも、およそ憲法とは、何らかの意味で硬性憲法であるのが普通である⁽¹³⁾。ただ、同じ硬性憲法とはいえ、その程度には差が見られる。改正手続きの硬軟についてルッツ (D. Lutz) が示した試論的な指標⁽¹⁴⁾に沿って歴代憲法を整理すると次のようになる (表 4 を参照)。本稿で検討されている 3 つの事例について言えば、単院制の議会における 3 分の 2 以上の賛成だけを必要とする 1948 年憲法の指標は 0.80 であり、単院制の議会における 3 分の 2 以上の賛成に加え国民投票における過半数の賛成を必要とする 1962 年憲法と 1987 年憲法の指標はどちらも 2.30 である。1962 年憲法の場合、1969 年憲法への改正に際して改正手続きは変更されなかったため、指標は 2.30 のままである。1948 年憲法の場合、1952 年憲法さらに 1954 年憲法へのいずれの改正に際しても改正手続きが変更された。1952 年憲法への改正においては、既存の民議院に加えて参議院の設置が規定され、改正にあたっては両院における 3 分の 2 以上の賛成が必要とされた。改正手続きの硬軟を表す指標は 0.80 から 1.60 へと高まる。1954 年憲法への改正においては、主権や領土変更に際する国民投票が規定され、その場合、3 分の 2 を超える賛成が必要とされた。その場合、指標は 2.00、さらに高まる。ところが、実際、参議院の設置は順延され、主権や領土変更を伴う憲法改正は理論的にも極めてまれで、かつ、そうした事例は一度もなかったため、1952 年憲法と 1954 年憲法においても、1948 年憲法と同様、改正手続きの硬軟を表す指標は終始 0.80 のままであったと判断して差し支

(13) A. パーチェ (井口文男訳)『憲法の硬性と軟性』(有信堂, 2003 年)

(14) Lutz, *Ibid.*, Table B-1, p. 368.

表 4

歴代憲法	憲法改正手続き＊1	憲法改正難易度指数
1948年憲法	10	0.80
1952年憲法	20→10＊2	1.60→0.80
1954年憲法	20(+62)＊3→10(+62)	1.60(+2.0)→0.80(+2.00)
1960年6月憲法	20(+62)	1.60(+2.00)
1960年11月憲法	20(+62)	1.60(+2.00)
1962年憲法	10+60	2.30
1969年憲法	10+60	2.30
1972年憲法	60（大統領発議時）	1.50
	33（統一主体国民会議発議時）	0.50
1980年憲法	10+60	2.30
1987年憲法	10+60	2.30

＊1：以下の数字はルッツの指標に従ったものである。

10：単院制の議会で3分の2以上

20：両院制の議会で3分の2以上

33：特別な選出母体（統一主体国民会議）で過半数

60：国民投票で過半数

62：国民投票で5分の3以上（実際の規定は3分の2以上）

＊2：実際は新設されるはずだった参議院は設置されなかった。

＊3：「大韓民国の主権の制約，あるいは領土の変更をもたらす国家安危に関する重要事項」に関する改正を伴う場合

えない。

改正手続きの硬軟を表す指標が0.80である1948年憲法と，2.30である1987年憲法を比べると，一応，想定どおりの結果が見られる。憲法改正の手続きが困難であればあるほど，憲法の持続性が高まり，逆に，容易であればあるほど，憲法の持続性が低く表れている。ところが，これでは，改正手続きの硬軟を表す指標が同じ2.30である1962年憲法及び1987年憲法における持続性の差が説明つかない。「いくら憲法が硬性憲法であっても，その政治社会における支配的な勢力がその憲法に満足していないか順応できない場合，憲法の改正は不可避である」⁽¹⁵⁾ というわけである。

第2に、憲法典の（字数の）長短を検討する。合衆国連邦憲法と州憲法を事例に検討した結果、ルッツは憲法典が長ければ長いほど改正の対象が増えそれだけ改正されやすいという自らの仮説が実証されたと主張している⁽¹⁵⁾。歴代憲法典の長短を整理すると次のようになる（表5を参照）。最近のものになればなるほど長くなってきている傾向があることが分かる。本稿で検討している3つの事例について言えば、1948年憲法を基準にすると1962年憲法は18の条文が増え、字数はおよそ1.6倍に長くなっている。同様にすると、1987年憲法は27の条文が増え、字数の長さはおよそ2倍である。想定どおりであれば、1987年憲法は長い分改正の対象が増え、それだけ改正されやすいことになる。ルッツは自らの理論はそもそも民主主義国家だけを対象にしたものであると留保しているが、韓国の場合、想定されているものとは逆の結果が表れている。

第3に、憲法成立過程の民主主義度を検討する。憲法成立過程が民主的であればあるほど憲法の正統性が高まりそれだけ改正されにくく、逆に非民主的であればあるほど憲法の正統性が弱まりそれだけ改正されやすいと考えられる。本稿で検討している3つの事例について言えば、1948年憲法と1987年憲法の成立過程は民主的で、1962年憲法のそれは非民主的であったと判断して構わないものと思われる。1948年憲法の場合、憲法制定に先立って5月に、初代国会議員選挙が国連の監視の下行われた。男女普通選挙制が初めて実施され、手続き的には自由で公平な選挙であった。1987年憲法の場合、憲法改正に先立って選挙はなく、実際の改正作業は1985年の選挙で選出された第12代国会議員が担当したものの、そもそも民主化抗争の結果としての憲法改正であり、改正憲法を確定するための国民投票も実施され、さらに直後の1988年4月には第13代国会議員選挙も予定されていたため、主人（principal）としての市民による代理人（agency）に対する

(15) K. C. Wheare, *Modern Constitutions*, Second Edition, Oxford University Press, 1966, p. 17.

(16) Lutz, *Ibid.*

表 5

歴代憲法	憲法典の長さ（何章何条）	憲法典の長さ（文字数）*
1948年憲法	10章103条	7311
1952年憲法	10章103条＋附則	8396
1954年憲法	10章103条＋附則	8444
1960年 6 月憲法	12章98条＋附則	9733
1960年11月憲法	12章98条＋附則	10038
1962年憲法	5 章121条＋附則 9 条	11963
1969年憲法	5 章121条＋附則 9 条	12004
1972年憲法	12章126条＋附則11条	13378
1980年憲法	10章131条＋附則10条	14445
1987年憲法	10章130条＋附則 6 条	14309

*大韓民国国会の憲法知識データベース（<http://www3.assembly.go.kr/alkms/cgi-bin/counter.cgi?lawscode=1001>）から歴代各憲法のテキストを再構成（一部改正の場合、改正部分のみ表記されているため）し、MS ワードの単語数測定機能を利用し測定した。ティオスギ（韓国語の表記法の一つ）の有無（1948年憲法から1960年11月憲法まではティオスギされていない。それ以降は全て、ティオスギされている）を勘案し、空白を除いた値を採用した。歴代憲法の正本をどう定めるか次第で、文字数が多少左右されるかもしれないが、ここの目的にはこれで十分である。

統制は機能していたものと判断される。もっとも、1948年憲法の場合のように、直前の選挙で主人である市民によって選出された代理人と、1987年憲法の場合のように、直後の選挙で主人である市民による審判を仰がなければならない代理人のどちらの方が、エージェンシー・スラック（agency slack）⁽¹⁷⁾ を免れることができるのか定かではない。1962年憲法の場合、国家最高再建会議によって国会が解散され1960年憲法の効力が事実上停止されていたため、事前にも（ex ante）事後にも（ex post）にも、主人-代理人問題（principal-agency problem）は解決されておらず、その成立過程

(17) エージェンシー・スラック（agency slack）とは、主人の意向に沿った結果を代理人が生み出さないことを指す。

は非民主的なものであった⁽¹⁸⁾。

検証の結果、憲法制定過程が民主的であるかどうかによって、憲法の持続性を説明できないことが明らかになった。ともに民主的な成立過程を経た1948年憲法と1987年憲法において、持続性に差が見られるからである。事後の統制（1987年憲法）は事前の統制（1948年憲法）よりも主人-代理人問題を解決する上で有効であり、そのために1948年憲法と1987年憲法の持続性に差が生じた可能性もありうるが、一般に、そうした仮説は証明されていない。

第4に、政治文化や社会経済条件と制度の乖離を検討する。社会経済条件の変化とそれに伴う投票権の漸進的な拡大によって特徴づけられる西欧先進諸国の例とは異なり、韓国では建国に際して、普通選挙制をはじめとする民主的な諸制度が1948年憲法とともに一挙に導入された。そのため、民主主義を担保する社会経済的基盤がないところに一挙に制度だけ外挿されたため、民主的な制度と非民主的な伝統的な政治文化との間に乖離が生じたと説明される⁽¹⁹⁾。畢竟、憲法改正はこの乖離を解消するものとして理解される。

こうしたマクロ構造的な観点は理論的にも方法論的にも問題である。第1に、全ての説明要因をマクロな構造に還元してしまうため、歴史過程、とりわけ制度の形成・持続・変化においてアクターが果たす役割の重要性

(18) 李完範「朴正熙軍事政府下第3共和国憲法制定過程の政治的ダイナミズム（韓国語）」韓国政治外交史学会編『韓国政治と憲政史』（ハンウル、2000年）pp. 282-315.

(19) 崔章集は「早熟な民主主義論（premature democracy）」として説明している。崔章集『韓国民主主義の条件と展望』（ナナム、1996年）pp. 20-23. 崔章集（中村福治訳）『現代韓国の政治変動：近代化と民主主義の歴史的条件』（木鐸社、1997年）pp. 14-18. 中村は「時期尚早の民主主義」と訳出している。最近の論考の中でも、崔章集は外挿された制度が韓国の土壌に根を下ろすまでには、それなりの時間を経て韓国化されなければならないと繰り返し主張している。崔章集「韓国民主主義の制度デザイン序説（韓国語）」『亜細亜研究』46巻4号（2003年）pp. 155-191.

を理解することができない。第2に、「韓国的な」特殊性を強調するあまり、一般的な学問の用語でもって他国との比較（cross-national comparison）を行うことができない。第3に、たとえ社会経済条件や政治文化が成熟したため憲法を含む民主的な諸制度がようやく安定的に持続されるようになったというように仮定したとしても、社会経済条件や政治文化を操作化（operationalization）することは難しいため、一国内の通時的な比較（inter-temporal comparison）ですら、方法論的に行き詰まってしまう。

第5に、暴君ネロを検討する。言うまでもなく、ネロとは第5代ローマ皇帝のことであり、とりわけ貪欲な暴君の象徴であるとされる。執権者が暴君ネロであるため、自らの執権延長のために憲法を改正したと説明される。この説明は韓国では学問的にも社会的にも主流を占めるものである。例えば、韓国憲法学の元老にあたる金哲洙は、憲法改正の教訓として、「憲法はそもそも国民の基本権保障のために存在しているにもかかわらず、執権者の便宜のために憲法が制定され改正されるという点に問題がある」^{〔20〕}と述懐している。

確かに、「憲法改正の原因ないし目的は、ほとんど全てが国家権力構成の変更であり、その主要内容は大統領の選出方法および任期の変更に集中されている」^{〔21〕}。李承晩も朴正熙も、自らの執権延長のために、大統領の選出方法や任期を変更する改正を行った。李承晩の場合、1952年憲法において、大統領の選出方法を国会における選出から国民による選出へと変更し、さらに、1954年憲法において、一次に限って重任することができるという規定に関して初代大統領である自らに限って例外を設け、事実上、終身大統領への道を開いた。朴正熙の場合も、1969年憲法において、任期を3期まで延長する変更を加えた。反面、1987年憲法下では、盧泰愚・金泳

〔20〕 金哲洙『韓国立憲主義の定着のために（韓国語）』（法書出版社、2003年）p. 26. 邦語として、金哲洙『韓国憲法の50年：分断の現実と統一への展望』（敬文堂、1998年）がある。

〔21〕 森山茂樹『韓国現代政治』（東京大学出版会、1998年）p. 141

三・金大中の3人の大統領は大統領の選出方法および任期の変更に関する憲法規定に手を加えることなく、1期5年の任期の終了とともに執権の座から退いている。

しかし、李承晩や朴正熙が盧泰愚・金泳三・金大中よりもとりわけ貪欲な暴君ネロであったとどのように測定し、根拠づけることができるだろうか。どの執権者がどれくらい貪欲な暴君ネロであったかどうかを測定することは、方法論的にほとんど不可能である。仮に、李承晩や朴正熙は、盧泰愚・金泳三・金大中とは異なって、自らの執権の便宜上、大統領の選出方法や任期の変更に関する憲法改正を行ったから暴君ネロであるとするならば、従属変数（憲法改正の有無）によって説明変数（暴君ネロ度）を説明してしまい、本来期待される因果関係とは逆転してしまう。このように、暴君ネロに注目する説明方式は、方法論的に操作化することが困難であるばかりか、理論的にも破綻してしまう恐れがある。さらに、執権者と統治構造だけを過度に強調するあまり、市民と基本権の重要性を看過してしまうきらいがある。いくら、1952年憲法及び1954年憲法への改正、または1969年憲法への改正において、市民の基本権に関する規定はそれぞれそのまま維持されたからといって、だからといって、執権者が統治構造だけを改正するときには、市民と基本権は全く重要でないというわけでは決してない。

このように、先行の諸研究のいずれもが理論的にも方法論的にも実証的にも不十分であることが明らかになった。それぞれの説明方式における個別の問題点は前述したので、繰り返さない。全体的に評価すると、既存の諸研究がこうした隘路に陥ってしまったのは、制度の形式的な側面やマクロな構造だけを強調するか、李承晩や朴正熙といった執権者個人に対する道徳的な批判に傾斜するあまり、執権者や市民といった諸アクターが置かれた制度やそこから生じる動機と利益追求にあたって選択される戦略における差に対する研究を、社会科学の科学的推論に則ったかたちで十分に行ってこなかったからである。そのため、理論の提示と経験的な検証を要諦

とする比較政治学においても、憲法規範と社会現実の間の乖離ないしは不一致に焦点を当て、法の変動と社会変動のダイナミックな連関性を捉えようとする比較憲法学においても、比較研究の事例の一つとして韓国憲法を捉えることができなかったのである。

4 理 論

本節では、本稿で用いられる理論が提示される。それは、(1)アクター中心アプローチ、(2)経済学的新制度主義、(3)分析的叙述として特徴づけられる。この理論を用いることで、韓国における制度としての憲法の持続性の差を比較政治学や比較憲法学における事例の一つとして実証的に研究することができると主張される。

第1に、本稿ではアクター中心アプローチ (actor-oriented approach) に依拠する。アクター中心アプローチでは、政治文化や社会経済条件といったマクロな構造よりも、歴史過程、とりわけ制度の形成・持続・変化においてアクターが果たす役割の重要性を重視する。各アクターは所与の制度によって動機づけられ、その時々で自らの利益を追求するための望ましい戦略を選択しているが、場合によっては、所与の制度に従うよりもそれ自体を変えようとする合理性をも有している。

第2に、本稿では経済学的新制度主義 (rational choice institutionalism) に依拠する。すでに明らかにしているように、本稿における「合理性」とは、アクターが自分の利益あるいは目的をできるだけ実現しようと考えて行動している、ということの意味するにすぎない。言うなれば、執権者が、場合によっては、自らの執権延長のために、大統領の選出方法や任期を変更する憲法改正を行うことは合理的である、とする立場である。換言すれば、「人類の行績と歴史を通じて繰り返し確認されてきたように、ネロだけが暴君というわけではなく、権力者は誰であれネロのような暴君になるかもしれず、それ以上の精神錯乱に陥るかもしれない。

だから、そうした認識に基づいて制度をデザインする必要がある」⁽²²⁾ という立場である。憲法は、何よりも、動機によって監視され (incentive-monitored)、動機によって維持される (incentive-sustained) のである⁽²³⁾。それゆえ、李承晩や朴正熙が盧泰愚・金泳三・金大中よりもとりわけ貪欲な暴君ネロであったかどうかには関心がない。むしろ、盧泰愚・金泳三・金大中も李承晩や朴正熙と同程度には貪欲な暴君ネロであったかもしれないと前提する。つまり、執権者はできることならば所定の任期で退くことよりも執権延長を選好するが、市民によって執権の座から追放されるよりも名誉を守って所定の任期で退くことを選好するものと前提する。

経済学的新制度主義では、憲法を改正手続きの硬軟や憲法典の長短といった形式的な側面に注目する旧制度論とは異なって、「制度構造とアクターの相互作用に関して、アクターの目的合理的な構造とその帰結という側面」⁽²⁴⁾ が強調される。憲法はアクター（とりわけ暴君ネロとしての執権者）による政治変動の帰結として改正されるだけでなく、アクターに対して遵守しようとする動機づけが十分でない場合、政治変動の契機ともなるというわけである。憲法が改正されるのはそうされることで少なくとも誰かが得をするからであるが、それと同時に、誰かが得をすることで別の誰かが損をすることになれば、その憲法はパレート最適⁽²⁵⁾ ではなく、社会全体

(22) 韓相範『憲法の話 (韓国語)』(玄岩社, 1997年) p. 21. 邦語としては、韓相範「憲法：憲法政治と立憲民主化の課題」小島武司・韓相範編『韓国法の現在 (上)』(中央大学出版部, 1999年) pp. 141-228がある。

(23) サルトーリ, 前掲書, p. 221.

(24) 待鳥聡史「経済学的新制度論」河野勝・岩崎正洋編『アクセス比較政治学』(日本経済評論社, 2002年) p. 128

(25) パレート最適 (Pareto-optimal) とは、ゲーム理論において、何らかのプレーヤーの利得を増やすためにはどれか他のプレーヤーの利得を減らすしかない状態のことを指す。憲法が改正されることで誰かが得をし自らが損をすることになれば、損をすることになる者は戦略を変え、憲法が改正される様子を黙認するのではなく、憲法を変えさせないように立ち上がるかもしれない。逆に、憲法が持続することで誰かが得をし自らが損をすることになれば、損をすることになる者は戦略を変え、憲法が持続される様子を黙認するのではなく、憲法を変えようと立ち上がるかもしれない。

としては望ましくない。逆に、憲法が持続するのはそうすることで少なくとも誰かが得をしているからであるが、それと同時に、誰かが得をすることで別の誰かが損をしているならば、この憲法もパレート最適ではなく評価は同様である⁽²⁶⁾。つまり、制度としての憲法とは、誰もが得をする「(公正な) ゲームのルール」⁽²⁷⁾や、どのアクターの行動も一律に制約するものというよりは、誰かが得をすることで誰かが損をしているが、損をしている誰かが、自らが損をしているのは制度そのもののせいであるとして制度それ自体の変革を望んでいないか、望んでいたとしても変革に失敗しているという「アクターによる暫定的な均衡戦略」のことである⁽²⁸⁾。

第3に、本稿ではレヴィらによって提唱されている分析的叙述 (ana-

(26) 本稿では事例として検討しないが、1972年憲法と1980年憲法がこれに該当する。これらの憲法においては、執権者はそれぞれの憲法を遵守することを市民に強調した。例えば、1975年5月13日に発令され1979年12月7日に解除されるまで4年6ヶ月間以上継続した緊急措置9号においては、「集会・示威または新聞・放送・通信など公衆伝播手段や文書・図画・音盤などの表現物によって大韓民国憲法（引用註、1972年憲法のこと）を否定・反対・歪曲または誹謗したり、その改正または廃止を主張・請願・扇動または宣伝する行為」が禁止された。

(27) こうした概念化に基づく制度論として、Douglass North, *Institutions, Institutional Change and Economic Performance*, Cambridge University Press, 1990; ダグラス・ノース（竹下公視訳）『制度・制度変化・経済成果』（晃洋書房、1994年）が典型的である。ゲームのルールとしての憲法に関する分析としては、例えば、金ヘジン「第1・3共和国の政治的ゲームのルール変更に関する研究：大統領選出制度を中心に（韓国語）」（ソウル大学校社会科学大学政治学科博士論文、2002年）が挙げられる。しかし、ここでは、ルールは外生的なもの（exogenous）とされてしまうので、制度としての憲法の形成・持続・変化を包括的に説明することに失敗している。

(28) Randall L. Calvert, "Rational Actors, Equilibrium, and Social Institutions," Jack Knight and Itai Sened (eds.), *Explaining Social Institutions*, University of Michigan Press, 1995, pp. 57-93; 青木昌彦（瀧澤弘和・谷口和弘訳）『比較制度分析に向けて（新装版）』（NTT出版、2003年）；こうした観点に立つ実証的な研究としては、例えば、戸矢哲朗（青木昌彦監訳・戸矢理衣奈訳）『金融ビッグバンの政治経済学:金融と公共政策策定における制度変化』（東洋経済新報社、2003年）がある。

lytic narrative)₍₂₉₎を模索する。分析的叙述とは、経済学的新制度主義が「アクターの目標や行動準則の普遍性を楯にして過剰な一般化を行っているという点と、文脈的要因を十分に取り込まないままで事実やデータの断片に頼っており、本当の意味での実証性に乏しいという点」₍₃₀₎を反省しつつ、単なる叙述だけではそもそも社会科学の科学的推論に則ったかたちで比較研究を行うことができないということにも留意し、分析と叙述の適切な組み合わせを追求した新しい方法論のことである。例えば、本稿においては、執権者はできることならば所定の任期で退くことよりも執権延長を選好するが、市民によって執権の座から追放されるよりも名誉を守って所定の任期で退くことを選好するものと前提されるが、こうした前提が執権者の選好に対する「過剰な一般化」でないかどうかは、それが経験的な諸事実と合致するかどうか、推論が前提に基づいて一貫して行われているかどうか、さらには推論及び経験的な検証の結果導かれる含意が現実社会の中でそれなりの妥当性を持つかどうかによって判断されるべきである₍₃₁₎。

これら3つの特徴を踏まえ、本稿では、具体的には、ワインゲスト (B. Weingast) が提示する「自己拘束的な制度 (self-enforcing institution)₍₃₂₎」, とりわけ「自己拘束的な憲法 (self-enforcing constitu-

(29) Robert H. Bates, Avner Greif, Margaret Levi, Jean-Laurent Rosenthal, and Barry R. Weingast, *Analytic Narratives*, Princeton University Press, 1998; Robert H. Bates, Avner Greif, Margaret Levi, Jean-Laurent Rosenthal, and Barry R. Weingast, "The Analytic Narrative Project," *American Political Science Review*, Vol. 94, No. 3, (September, 2000), pp. 邦語としては、小野耕二『比較政治』(東京大学出版会, 2001年) pp. 113-119に紹介がある。

(30) 待鳥, 前掲論文, p. 142.

(31) Robert H. Bates et al, *Ibid.*, pp. 14-18.

(32) Self-enforcing という用語は「自己拘束」と訳出されることが多いが、河野勝は「永続性という意味を出したいので」「自己恒久的」という訳語を提出している。河野, 前掲書, p. 189, p. 69. 自己拘束的な憲法は、制度としての持続性が担保されるという意味で、自己恒久的である。

tion)」という概念に注目する。自己拘束的な憲法とは、端的に言えば、全てのアクターが遵守した方が自らの利益になると考える憲法のことである。そのとき、制度としての憲法は持続する。逆に、憲法が自己拘束的でないとき、つまり、いずれかのアクターが憲法を遵守するよりも変更する方が自らの利益になると考えるとき、制度としての憲法の持続性は担保されない。つまり、執権者は既存の憲法を自らに有利なかたちで変えようとせず、政治的競争に負けた者は既存の憲法によって許容されないかたちで執権者に対して闘争を行うよりも、同一の制度の中で次の政治的競争の機会に臨もうとし、そして、何より、執権者が既存の憲法を自らに有利なかたちで変えようとするとき、それを防ぐべく市民が立ち上がろうとするとき、憲法は自己拘束的であり、持続する。それぞれのアクターにおいて、憲法を遵守しようとする動機が重要である⁽³³⁾。

ワインゲストは民主主義持続の政治的土台として法の支配に着目している⁽³⁴⁾。何も無いところでは、基本権をめぐる市民間の調整ゲーム (coordination game) は解決されていない。何が基本権を構成し、執権者は何をすべきでないのか、さらにはどこまで基本権が侵害されたら挑戦するべ

(33) Barry R. Weingast, "Self-Enforcing Constitutions: With an Application to American Democratic Stability," mimeo, 2002; Barry R. Weingast, "Constructing Self-Enforcing Democracy in Spain," mimeo, 2000.

(34) Barry R. Weingast, "The Political Foundations of Democracy and the Rule of Law," *American Political Science Review*, Vol. 91, No. 2 (1997), pp. 245-263. 民主主義と立憲主義（法の支配）の関係については、阪口正二郎『立憲主義と民主主義』（日本評論社、2001年）の刊行を契機に、再び憲法学会の関心を集めている。例えば、松井茂記「なぜ立憲主義は正当化されるのか：阪口正二郎『立憲主義と民主主義』を読んで（上）（下）」『法律時報』73巻6号（通巻905号、2001年5月）pp. 88-93, 73巻8号（通巻907号、2001年7月）pp. 62-67を参照せよ。阪口は、立憲主義を民主主義の観点からどのように正当化することができるのかといった従来から問題になってきた「反多数決主義という難点 (countermajoritarian difficulty)」という枠組みを根底から問い直し、多数決主義として理解されてきた民主主義を立憲主義の観点からどのように捉え直すことができるのかという「多数結主義という難点 (majoritarian difficulty)」という新しい論点を提示している。韓国における両者の関係につ

きなのかをめぐって、市民間で多様な見解が見られるのが通常だからである。それゆえ、執権者はそうした見解の差を利用し、一部の市民の基本権を侵害しつつも別の市民の基本権は侵害しないならば、後者から黙認を得る代わりに何らかの反対給付を与えることで、侵害は成功する。合理的な後者は進んで迎合する。ここで、全ての市民が協力しなければ挑戦は成功しないということは議論の前提である。ワインゲストは次のようなゲーム₍₃₅₎を提示している（図1を参照）。

このゲームにおいて、執権者が市民Aの基本権だけを侵害（transgression）するとき、市民Bにとって、黙認（acquiesce）は絶対優位の戦略（dominant strategy）₍₃₆₎である。このとき、市民Aにとっても、挑戦（challenge）よりも自らに対する侵害を甘受（acquiesce）する方が合理的である。その結果、一回きりのゲームにおいて侵害は確実に成功する。さらに、これはナッシュ均衡₍₃₇₎であるため、そのままでは、繰り返しゲームにおいても侵害は毎回確実に成功する。執権者が市民Bの基本権だけ

いては、例えば、崔大権「立憲主義と民主主義（韓国語）」安清市編『現代韓国政治論（改訂版）』（法文社、1992年）pp. 397-434；國分典子「韓国憲法における民主主義と立憲主義」『憲法問題』第11号（2000年）pp. 90-102を参照せよ。本稿では、基本的に政治学の方法論に依拠するが、こうした憲法学会における関心を念頭に、憲法学と政治学の架橋を試みるものである。

- (35) Weingast, *Ibid.*, p.250, Figure 4; Barry R. Weingast, "Democratic Stability as a Self-Enforcing Equilibrium," in Albert Breton, Gianluigi Galeotti, Pierre Salmon and Ronald Wintrobe (eds.), *Understanding Democracy: Economic and Political Perspectives*, Cambridge University Press, 1997, p. 18, Table 1. 2. このゲームに関する詳しい解説としては、河野勝『制度』（東京大学出版会、2002年）pp. 120-130.

- (36) 「絶対優位の戦略（dominant strategy）」とは、ゲーム理論において、他のプレーヤーがどのような戦略を選ぶのかに関わらず、自分はある一定の戦略をとったほうが常に高い利益を得られる戦略のことを指す。ここでは、市民Aが迎合しようとも挑戦しようとも、市民Bにとっては常に迎合することの方が利益が高いということである。

- (37) ナッシュ均衡（Nash equilibrium）とは、ゲーム理論において、他のプレーヤーが戦略を変更しないならば自ら戦略を変更する必要がないような戦略の組み合わせのことを指す。

執権者	全ての市民に 対する侵害	A	黙認 挑戦	B	
				黙認	挑戦
			8, 2, 2	8, 2, 1	
			8, 1, 2	0, 7, 7	
	市民 A に 対する侵害	A	黙認 挑戦	B	
				黙認	挑戦
			4, 2, 9	4, 2, 8	
			4, 1, 9	0, 7, 7	
	市民 B に 対する侵害	A	黙認 挑戦	B	
				黙認	挑戦
		4, 9, 2	4, 9, 1		
		4, 8, 2	0, 7, 7		
侵害しない	A	黙認 挑戦	B		
			黙認	挑戦	
		2, 8, 8	2, 8, 7		
		2, 7, 8	0, 7, 7		

図 1

- * 数字の配列は左から執権者・市民 A・市民 B の利得。
- * 侵害も挑戦も行われない場合、アクターの利得はそれぞれ (2,8,8) であるとする。
- * 執権者が執権の座から追放された場合、利得 2 を喪失するものとする。
- * 市民の一部に対する侵害が成功した場合、執権者は利得 3 を獲得するものとする。
- * 市民は他の市民に対する侵害を黙認することで反対給付 1 を獲得するものとする。
- * 全ての市民に対する侵害が成功した場合、執権者は利得 6 を獲得するものとする。
- * 成功するかどうかに関わらず、挑戦コストは常に 1 とする。

を侵害するときも、A と B のプレーヤーが入れ替わるだけで、結果は同様である。つまり、基本権をめぐる市民間の調整ゲームが解決されない限り、執権者による基本権の侵害の成功は自然な結果である。

憲法は基本権をめぐる市民間の調整ゲームの解決においてフォーカル・ポイント (focal point)⁽³⁸⁾ になりうる。それによってはじめて、たとえ執権者が一部の市民の基本権だけを侵害し、それを黙認することで反対給付が得られるとしても、全ての市民が協力して挑戦することが可能になる。なぜなら、今回他の市民への侵害に際して協力して挑戦しなければ、次回自らへの侵害に際して他の市民が協力して挑戦してくれないので、未来をディスカウントしない限り、今回他の市民への侵害に際して協力して挑戦しようと動機が働くからである。動機次第で、アクターの選好は変わらないと前提しても、戦略は十分変りうるのである。さらに、侵害した場合全ての市民が挑戦するのならば、執権者はそもそも侵害しようとししない。一般に、侵害に対して全ての市民が挑戦するようになるトリガー・ポイント (trigger point)⁽³⁹⁾ が低ければ低いほど、挑戦による「脅威の信頼度 (threat credibility)」が高まり、執権者はそれだけはじめから抑制されることになる。

基本権をめぐる市民間の調整ゲームの解決如何以外にワインゲストが注目するのは、ゲームにおけるステイク (stake) の高さである。ステイクが高ければ高いほど、そのゲームで勝つか負けるかによって自らの死活的な利益が左右されるので、何としてでも勝とうとするし、負けた場合、その結果を受け入れがたい。逆に、ステイクが低くなれば、そのゲームで勝とうが負けようが、自らの死活的な利益までは左右されないで、たとえ

(38) 「フォーカル・ポイント (focal point)」とは、他のアクターがどのように行動するかについて自分が持っている期待と、自分がどのように行動するかについて他のアクターが持っている期待が収斂していく手がかりになるもののことである。

(39) 「トリガー・ポイント (trigger point)」とは、その値を上回るか下回れば、何らかの行動が惹き起こされる閾値のことである。

負けても、その結果を受け入れやすい。憲法が持続するためには、ゲームのステイクが十分に低くなければならない。そのためには、執権者が構造的にも手続き的にも牽制される必要がある。

ワインゲストは次のような簡単な数式を用いてゲームのステイクの持つ重要性を強調している⁽⁴⁰⁾。政治的なアクター、とりわけ執権者にとって、政治的競争に負けた時点（ t_1 ）では、敗北を認めること（ L_1 ）よりも結果を覆し執権の座にとどまること（ S_1 ）の方が利益になるため、そうしようとするのは合理的である。そのアクターにとって、時点 t_1 における利益計算は、明らかに、 $S_1 > L_1$ である。ところで、次回（時点 t_2 ）の政治的な競争における利益（ C_2 ）の集合は、 $C_2 = pW_2 + (1-p)L_{2(41)}$ となる。それゆえ、不等式 $L_1 + C_2 > S_1 + S_{2(42)}$ が成り立つならば、時点 t_1 における政治的競争に負けた者も、敗北を受け入れて、既存の憲法によって許容されないかたちで執権者に対して闘争を行うよりも次の政治的競争の機会に臨もうとする。ここで、時点 t_1 における政治的競争に負けたときアクターがその結果を受け入れることができるかどうかは、ゲームのステイクが高いか低いかによって左右される。それゆえ、それをパラメータ（ α ）⁽⁴³⁾ として勘案し不等式を次のように書き換える。

$$L_1(\alpha) + C_2 > S_1 + S_2 \text{---} (*)$$

α が高ければ高いほど $\delta L_1 / \delta \alpha < 0$ となり、不等式（*）が成立する。ま

(40) Weingast, "The Political Foundations of Democracy and the Rule of Law," p. 255; Weingast, "Democratic Stability as a Self-Enforcing Equilibrium," pp. 26-27.

(41) P は時点 t_2 において政治的競争に勝つ可能性である。 W_2 はそのとき得られる利益であり、 L_2 は負けたときに得られる利益である。負ける可能性は、 $1-p$ で表せる。

(42) S_2 は時点 t_2 において政治的競争の結果を受け入れず、それを覆すときに得られる利益のことである。

(43) α が高ければ高いほどゲームのステイクが低いものとする。

た、 p が低くなればなるほど C_2 は 0 に近づく ($C_2 \rightarrow 0$) ので、不等式 (*) が成立しなくなる。つまり、ゲームのステイクが十分に低くなっていて、今後も突然一方的に高まることがないということが必要である。今回の政治的競争も今回の政治的競争と同じ程度には公正に行われる必要がある。言い換えれば、執権者が今回の政治的競争におけるゲームのルールを自らに有利なように変えないという確証が、今回の敗者の側になければならないことが分かる。

以上の議論をまとめると、ワインゲストが提示する自己拘束的な憲法とは、第 1 に、基本権をめぐる市民間の調整ゲームを解決し、第 2 に、ゲームのステイクを十分に下げ、将来においてもそれを保証している憲法のことである。このとき、全てのアクターが憲法がないときよりもあるときの方が自らの利益になると考え、制度としての憲法は持続する。つまり、自己拘束的な憲法とは自己恒久的な憲法である。この理論を用いることで、制度はなぜその制度のもとで行動するアクターによって支えられるのか、制度が変化するのはどのような場合なのかを明らかにすることができる⁽⁴⁴⁾。そうすることではじめて、韓国における制度としての憲法の持続

(44) 曾我謙悟「制度分析のフロンティア：青木昌彦著・瀧澤弘和・谷口和弘訳『比較制度分析に向けて』(NTT 出版, 2001 年)によせて」『レヴュアイアサン』第 30 号 (2002 年春号) pp. 228-239. 曾我によれば、ワインゲストのモデルと青木のそれでは、前者は「二つの市民集団間の選択のコーディネーション問題」に焦点が当てられているのに対し、後者では「環境条件の違いと均衡の変化の関係」に焦点が当てられているという。さらに、青木のモデルの方が環境条件の違いによって国家形態とその存立条件に関する考察が可能になっているとされるが、こうした違いはあくまでもモデルを通じて何を明らかにしたいかに沿って判断されるべきであるという考えに基づき、ワインゲストのモデルに依拠することにした。つまり、本稿では、「環境条件の違いと均衡の変化の関係」によっては憲法の持続性に差が生じることを否定しないが、それよりも、「二つの市民集団間の選択のコーディネーション問題」が解決されているかどうかによって、市民各自の戦略だけでなく執権者の戦略さえもが変えることが、憲法の持続性の差においてより重要であることを明らかにしたい。もっとも、第 5 節における事例検証において、「環境条件の違いと均衡の変化」にもできる限り留意している。

性の差について、比較研究の事例の一つとして実証的に検討することができる。

5 事例検証

本節では、1948年憲法・1962年憲法・1987年憲法それぞれの事例を比較・分析することで、第4節で提示された理論を検証する。本稿は、「政治学における比較とは因果関係に関する理論的命題の検証のために行うべきであり、従って分析者は比較に入る前に、その比較を通じてどういう命題を確認したいのかについて自覚的でなければならないという立場」⁽⁴⁵⁾に立脚している。以下、憲法が持続するかどうかはその憲法が自己拘束的であるか次第であるという命題を検証する。結論を先取りして予め提示しておく、1948年憲法と1962年憲法は自己拘束的な憲法ではなかったため、持続せず何度も改正された反面、1987年憲法は不十分ながらそれなりに自己拘束的な憲法であるため、改憲論議は絶えないとはいえ、今日に至るまで過去16年間以上一度も改正されることなく持続してきている。

(1) 1948年憲法の事例

まず、1948年憲法を検証する。この憲法の成立によって基本権をめぐる市民間の調整ゲームはひとまず解決されたものの、ゲームのステイクは十分に下げられなかった。それゆえ、1948年憲法は1952年憲法さらには1954年憲法へと改正され、結局、1960年6月憲法の成立をもって実質的な新憲法へと代替された。

解放後、1948年5月、憲法制定のための初代国会議員選挙が、国連の監視の下、史上初めて男女普通選挙制として実施された。分断状況下での単独政府の樹立に反対する勢力や自由民主主義体制に反対する勢力は選挙に

(45) 河野勝「比較政治学の方法論」河野勝・岩崎正洋編『アクセス比較政治学』（日本経済評論社、2002年）p. 5.

参加せず闘争を継続したものの、選挙それ自体は手続き的には比較的自由で公平なものであった。こうした選出された国会における審議・議決を経て確定された憲法には、市民の権利が網羅的に規定されている（第8条から第30条まで）。これで、何が基本権を構成し、執権者は何をすべきでないのか、さらにはどこまで基本権が侵害されたら挑戦するべきなのかをめぐる市民間の調整ゲームにおいて、それなりにフォーカル・ポイントが形成されたことになる。事実、李承晩大統領の下野につながったいわゆる4月革命は、1960年3月に実施された第4代正副統領選挙における執権側の不正が契機になり、市民が挑戦したため起こったものである。このことは、政治的競争における公平さの確保という手続き的民主主義が、当時すでに、侵害されてはならない基本権の一つとして市民間で広く受け入れられていたことを表している。

ゲームのステイクはどうだろうか。そもそも、憲法審議過程では議員内閣制の導入を骨子とする草案が有力なものとして検討されていたが、李承晩があくまでも大統領制に固執したため、結局、1948年憲法では議員内閣制の要素が加味された大統領制が採択されることになった⁽⁴⁶⁾。大統領と副統領は国会において選出されるという規定（第53条）はその反映である。ここで確認すべきことは、この規定の含意は、大統領の権限は強大であるが大統領の選出そのものを通じて国会によって牽制されているため、大統領職におけるステイクはそれなりに低いというよりも、むしろ逆に、国会における勢力の分布次第では、かえってステイクが高くなるという点にあるということである。国会における多数を得られないということは自らの大統領職の喪失だけでなく、場合によっては統治システムとしての大統領制それ自体の変更がもたらされかねないからである。李承晩は望み通

(46) 1948年憲法の審議過程については、例えば、金弘宇「制憲国会における政府形態論議に関する研究（韓国語）」韓国政治外交史学会『韓国政治と憲政史』（ハンウル、2001年）pp. 187-243；徐希慶「大韓民国建国期の政府形態と政府運営に関する論争研究：制憲国会の特別会期（1948. 5. 31-12. 19）を中心に（韓国語）」ソウル大学校社会科学大学政治学科博士論文、2001年を参照せよ。

り難なく初代大統領に選出されたが、当初は「建国の父」として国会に対して超然とした態度で臨もうとしたため国会内に小数与党すら有さず、自らが望んだ副統領候補は韓民党など国会における多数派によって選出に失敗した⁽⁴⁷⁾。その後も、韓民党（後に民国党、さらには民主党へ改編）は、国務総理の承認など国会運営において李承晩と緊張と対立を繰り返した。

1950年5月に行われた第2代国会議員選挙において、李承晩は与党自由党を結成して臨んだが、再選に必要な3分の2の議席どころか、過半数の確保にも失敗した。この結果は、李承晩にとって、厳しい国会運営が今後続くこと、そして、何より、このままでは大統領として再選されることはまず絶望的であることを意味した。さらに、議員内閣制への改憲案が民国党によって度々提出されるなど、追い詰められた状況であった。こうした中、朝鮮戦争の最中、1952年7月、李承晩はいわゆる釜山政治波動を通じて憲法改正を強行した。この改正によって、大統領と副統領は国民によって直接選出されることが可能になった（第53条）。実際、その直後1952年8月に行われた第2代正副統領選挙において、李承晩は難なく大統領に再選した。野党に対する反対給付として、両院制（第31条）、大統領による国務総理の任命に対する国会の承認（第69条）、国務総理の提請に基づく大統領による国務委員の任命（第73条）、国務総理及び国務委員の国会に対する責任（第70条第1項）、国会の不承認による国務院の総辞職（第70条第2項）など、議員内閣制の要素をさらに取り入れた。なお、この際、市民の権利に関する規定は一切改正されていない。

1952年憲法においても大統領の任期は再選までに限定されていた（第55条）。1954年5月に実施された第4代国会議員選挙において自由党が過半数を上回る議席を確保した余勢に乗じて、同年11月、李承晩は憲法改正を行った⁽⁴⁸⁾。それによって、「憲法公布当時の大統領」に限って、再選まで

(47) 李承晩政権下の政治過程については、邦語では、木村幹『韓国における「権威主義的」体制の成立：李承晩政権の崩壊まで』（ミネルヴァ書房、2003年）に詳しい。

(48) 一般に四捨五入改憲と言われる。投票の結果、在籍議員203名のうち賛成135

に限定されていた大統領の任期に関して例外（附則に規定）が設けられ、事実上、李承晩にとって終身大統領への道が開かれた。他にも、國務総理制を廃止し、国会による不信任決議が可決されたとき、國務院全体が総辞職するのではなく当該國務委員だけが辞任するように規定（第70条第2項）を改め、全体的に、議院内閣制的な要素を緩和した。さらに、大統領關位時における副統領による継承が明記された（第55条）。高齢の李承晩と自由党にとって後継問題は切実であった。なお、この際も、市民の権利に関する規定は一切改正されていない。

李承晩にとって誤算だったのは、1956年5月に実施された第3代正副統領選挙において、自らは大統領として3選に成功したものの、副統領に選出されたのは自由党の李起鵬ではなく民主党の張勉であった⁽⁴⁹⁾。この結果は、自らが大統領職を遂行できなくなったとき、残りの任期の間、政権が自動的に野党に移ることを意味した。その後4年間、長寿だったことは李承晩にとって幸いだったが、1960年3月に実施された第4代正副統領選挙において、何としてでも李起鵬が副統領に選出されるようにするあまり、政治的競争における公正さを維持できなかった⁽⁵⁰⁾。結果として、それが契機となって4月革命が起こり、李承晩は下野した後にハワイに亡命、副統領の李起鵬は自殺するにいたる。ゲームのステイクの高さは、結局、執権者の悲劇に帰結した。

(2) 1962年憲法の事例

次に、1962年憲法を検証する。この憲法によっては、基本権をめぐる市

票・反対60票・棄権6票・無効2票で、改憲に必要な3分の2に満たなかったとして一度は否決が宣言されたが、二日後、在籍議員203名の3分の2は153,333…なので四捨五入すれば153であるとして、可決が宣言された。

(49) 正副統領がランニング・メイトとしてではなく「各々」選出されるという規定（1952年憲法及び1954年憲法第53条に規定）によるものである。

(50) このことは野党民主党にとって政治的競争において勝つ可能性（p）が一方的に下げられたことを意味する。

民間の調整ゲームも解決されず、ゲームのステイクも十分に下げられなかった。それゆえ、1962年憲法は1969年憲法へと改正され、結局、1972年憲法の成立をもって実質的な新憲法へと代替された。

もちろん、1962年憲法においても、市民の権利が網羅的に規定されている（第8条から第34条まで）。だからといって、これは市民間の調整ゲームにおいてそれなりにフォーカル・ポイントが形成され、調整ゲームが解決されたことを意味しない。まず、第1に、指摘されるべきことは、1962年憲法の成立過程の非民主性である。1962年憲法は、1961年の5・16クーデタ直後に設置された国家最高再建会議によって国会が解散され、1960年憲法の効力が事実上停止させられている中で成立した。国民投票において形式的には事後的に承認したものの、主人としての市民はこの憲法の成立過程において事前にただ一人の代理人も有することがそもそもできなかった。そのため、市民の権利に関して網羅的な規定があっても、市民相互間に信頼と確証が生まれなかった。第2に、李承晩を退陣に迫りやった4月革命は、基本権の侵害に対して市民が協力して挑戦したときのコストを執権者に思い知らしめたが、5・16クーデタが事後的であれ事実上市民に黙認されたことで、そのコストはいわゆる成功したクーデタによって相殺されたことが重要である⁽⁵¹⁾。むしろ逆に、4月革命はせいぜいが不正選挙が発端になったとすれば、基本権の侵害は伴わないと市民に認識される憲法改正は十分に可能である（tenable）と朴正熙は考えたかもしれない。

ゲームのステイクはどうだろうか。1962年憲法では、議院内閣制の要素が大幅に取り除かれ、大統領の権限が大幅に強化されている。重要な例だけを列記すれば次の通りである。副統領制は廃止され、国務総理を任命するにあたって国会の承認を経る必要はない（第84条第1項）。また、国務会

(51) ここで、1960年憲法における市民の権利の規定にも関わらず、なぜ市民は協力して5・16クーデタに挑戦しなかったのかという問いが提起されうるが、本稿の範囲を超える。ひとまず言えることは、クーデタ後直ちに1960年憲法の効力が事実上停止させられることで、市民はフォーカル・ポイントを失ったということである。

議は「合議体」(1948年憲法・1952年憲法・1954年憲法各々の第68条における
 国務院に関する規定)ではなく「審議」する機関に過ぎない(第83条第1
 項)。さらに、緊急命令(第73条)に加えて、国家非常事態における戒厳宣
 布(第75条)の権限が付与されている。こうした強大な権限を有する大統
 領を牽制する国家機関として国会や法院があるが、均衡がとれていない。
 国会は国務総理または国務委員の解任を大統領に建議したり(第59条)、
 大統領を弾劾する権限(第61条)を有するが、大統領は与党共和党を通じ
 て国会の過半数を事実上統制している⁽⁵²⁾。大法院は違憲立法審査の権限
 (第102条)を有するが、大統領は人事を通じて大法院を事実上統制でき
 る。このように、他の国家機関によって十分に牽制・均衡されていない強
 大な権限を持つ大統領職におけるステイクは極めて高い。大統領の任期は
 2期までに限定されていた(第69条第3項)。

1967年に実施された第7代国会議員選挙において与党共和党は改憲議席
 の3分の2以上を確保したことを受け、1969年、朴正熙は憲法改正を断行
 した。この改正において、大統領の任期が3期まで延長され(第69条第3
 項)、弾劾発議と訴追議決の要件が厳格化される(第61条第2項)代わり
 に、国会議員の定数が増やされた(第36条第2項)。強大なステイクがかか
 っている大統領職を2期8年で放棄しがたいのは朴正熙だけではない。
 1971年に実施された第7代大統領選挙において、投票を呼びかけるのはこ
 れが最後だと訴え、朴正熙は野党候補の金大中を抑え3選に成功する。事
 実、その後、1962年憲法を代替した新憲法である1972年憲法では、大統領
 は統一主体国民会議によって体育館で選出されるようになったため、再度
 市民へ投票を呼びかける必要はなくなり、朴正熙は終身大統領を保証され
 た。

(52) 政党の存立根拠がはじめて憲法に明記(第7条)されるだけでなく、政党法
 の規定により、国会議員が党籍を離脱する場合、国会議員職を喪失することにな
 っていた。

(3) 1987年憲法の事例

最後に、現行の1987年憲法を検証する。この憲法によって、基本権をめぐる市民間の調整ゲームは完全に解決され、ゲームのステイクもそれなりに下げられた。それゆえ、1987年憲法は、依然として改憲論議が絶えないとはいえ、今日に至るまで過去16年間以上一度も改正されることなく持続してきている。

1987年憲法においては、市民の権利がこれまでで最も網羅的かつ詳細に規定されている（第10条から第39条まで）。これは市民間の調整ゲームにおいて明確なフォーカル・ポイントが形成され、調整ゲームが完全に解決されたことを意味する。まず、第1に、指摘されるべきことは、1987年憲法の成立過程の民主性である。1987年憲法の成立は、そもそも1987年のいわゆる6月抗争の一つの帰結としての憲法改正であり、憲法を確定するための国民投票に加え、直後の1988年4月には第13代国会議員選挙も予定されていたため、主人（principal）としての国民は代理人（agency）をそれなりに統制していたものと判断される。第2に、全斗煥に憲法改正を約束させた6月抗争は、基本権の侵害に対して市民が協力して挑戦したときのコストを執権者に思い知らしめるだけでなく、基本権がどこまで侵害されたときに協力して挑戦するのかに関して市民間に信頼と確証が生じることになる。さらに、侵害に対して全ての市民が協力して挑戦するようになるトリガー・ポイントが下がり、それだけ挑戦による脅威の信頼度が高まり、執権者は抑制されることになった。もはや、政治的競争そのものをなくしたり制限するような憲法（例えば、1980年憲法）へと改正することは不可能である。一部の市民の基本権であれ侵害すると全ての市民が協調して挑戦することが分かっている場合、合理的な執権者はそもそもはじめから市民の基本権を侵害しようとししない。なぜなら、そうすることは自らが執権の座から追われることを意味するからである。

1987年憲法によって、ゲームのステイクも以前と比べると大幅に下げられたと判断してよい。まず、大統領の権限それ自体が縮小された。1972年

憲法や1980年憲法と比べると、国会解散権や緊急措置権あるいは非常措置権が廃止されている。1962年憲法と比べても、副統領制は採用されておらず、国务會議が審議機関に過ぎない点は同じだが、国务總理の任命において国会の同意が必要になっている。さらに、大統領を牽制する国家機関として国会や法院の権限が強化された。国会は、国务總理の任命における同意（第86条第1項）、国务總理または国务委員の解任の建議（第63条第1項）、大統領に対する弾劾の議決（第65条）、予算の審議（第54条）、国政監査（第61条）などを通じて大統領を牽制できる。また、法院の独立性が強化されたことに加えて、法院とは別に違憲審査を行う憲法裁判所（第6章）が設置された。これは、憲法保障制度が格段に強化されたことを意味する⁽⁵³⁾。このように、依然として不十分であるとはいえ、曲がりなりにも、立法・行政・司法の間で均衡がとれるようになった⁽⁵⁴⁾。また、民選による地方自治も復活したため、中央政治という政治的競争の場におけるステイクが相対化される可能性が開かれた⁽⁵⁵⁾。

大統領の任期は5年で、再任することはできない（第70条）。しかし、基本権をめぐる市民間の調整ゲームが解決され、さらにゲームのステイクもそれなりに下がったので、大統領の任期に関する規定を無理に改正しよ

(53) 憲法裁判所の機能については、邦語としては、例えば、鄭宗燮「韓国の民主化と憲法裁判所」大久保史郎・徐勝編『現代韓国の民主化と法・政治構造の変動』（日本評論社、2003年）pp. 61-135がある。

(54) 新生民主国家における諸国家機関間の水平的なアカウンタビリティ（牽制と均衡）の重要性については、Guillermo O'Donnell, "Horizontal Accountability in New Democracies," Andreas Schedler, Larry Diamond, and Marc F. Plattner (eds.), *The Self-Restraining State: Power and Accountability in New Democracies*, Lynne Rienner, 1999, pp. 29-51を参照せよ。水平的なアカウンタビリティが不十分な場合、執権者は市民に対して垂直的には民主的な責任（vertical accountability）を負っているとして、水平的なアカウンタビリティを回避して直接市民に訴える「委任民主主義（delegative democracy）」が生じる。

(55) 地方自治の現況に対する評価としては、例えば、安清市編『韓国地方自治と民主主義：10年の成果と課題（韓国語）』（ナナム、2002年）を参照せよ。

うとするあまり市民による挑戦を受けて執権の座を追われるよりも、執権者は名誉を守って所定の任期で退こうとするようになったのである。

付言すると、これは制度としての憲法の持続性を担保する自己拘束的な憲法を構成する要素としてワインゲストが挙げているわけではないが、1987年憲法をめぐっては「プシェヴォルスキの期間（Przeworski moment）⁽⁵⁶⁾」が存在しなかったことも幸運であった。プシェヴォルスキの期間とは、これまで政治的競争を制限してきた執権者が何らかの理由で政治的競争に応じ、その結果敗れはしたものの実際に執権の座から退くまでの期間を指す。そのとき、執権者は敗北を承服せず、政治的競争の結果を覆し、あくまでの執権の座にとどまろうとするかもしれない。ミャンマーの例がこれに相当する。1990年5月に行われた総選挙の結果、スー・チー女史が率いる国民民主連盟（NLD）が8割を超える議席を獲得したが、執権者である国家法律秩序回復評議会（SLORC）は選挙結果を無視して、あくまでも執権の座にとどまろうとしている。韓国の場合、6月抗争の結果、全斗煥が憲法改正に応じ、次の第13代大統領は1987年12月に市民によって直接選出されるようになったわけだが、全斗煥の与党民正党候補である盧泰愚が野党候補を抑え勝利した。ミャンマーの国家法律秩序回復評議会とは異なって、全斗煥は平和裡に執権の座から退いた。そもそも、全斗煥には政治的競争の結果を覆そうとする動機がなかったのである。

もう一点、政治化した軍を兵舎に撤退させる問題⁽⁵⁷⁾について言及しておこう。新生民主国家において軍改革はチェスにおけるクイーンに比喻されるなど、通常、最初から手をつけてはならないコマとされている。性急に軍改革を断行しようとする、軍としては既存の利益を一気に侵害されたとして反発する恐れが高いからである。この意味で、北朝鮮と常時対峙

(56) Adam Przeworski, *Democracy and the Market*, Cambridge University Press, 1991, ch. 2.

(57) 例えば、Larry Diamond and Marc F. Plattner (eds.), *Civil-Military Relations and Democracy*, Johns Hopkins University Press, 1996. を参照せよ。

している分断国家であるという韓国の逆説的な意義が重要である。兵舎に撤退した軍には、国家安全保障のプロフェッショナルという本来の役割が保証されていたのである。国軍は政治的中立性を遵守する代わりに、「国家の安全保障と国土防衛の神聖な義務を遂行することを使命」（1987年憲法第5条第2項）として謳われている。

最後に、反実仮想（counterfactual）分析⁽⁵⁸⁾を通じて、自己拘束的な憲法としての1987年憲法の持続性を確認しておこう。新憲法の1987年憲法に基づいて、盧泰愚は1988年2月に大統領に就任した。直後の同年4月に実施された第13代国会議員選挙において野党3党（民主・平民・新共和）が過半数を制し、韓国憲政史上初めて、いわゆる与小野大⁽⁵⁹⁾政局が出現した。野党主導の国会では、5共⁽⁶⁰⁾清算に関する公聴会が開催され、その過程の中で全斗煥を山寺に送るという処置を下さざるをえないなど、盧泰愚は前例のない厳しい立場に立たされることになる。このとき、例えば、仮に、1987年憲法によって、ゲームのステイクはそれなりに下げられたとしても、基本権をめぐる市民間の調整ゲームが完全に解決されていない

(58) 反実仮想（counterfactual）分析とは、1つの条件を除いて他の全ての条件が同じである事例が得られないため、そうであると仮定して、結果がどのように異なっていたかを論理的に推論する方法論のことである。James D. Fearon, “Counterfactuals Hypothesis Testing in Political Science,” *World Politics*, 43 (1991), pp. 169-195; Philip E. Tetlock and Aaron Belkin, “Counterfactual Thought Experiments in World Politics: Logical, Methodological, and Psychological Perspectives,” Philip E. Tetlock and Aaron Belkin (eds.), *Counterfactual Thought Experiments in World Politics: Logical, Methodological, and Psychological Perspectives*, Princeton University Press, 1996, pp. 1-38; James D. Fearon, “Causes and Counterfactuals in Social Science: Exploring and Analogy Between Cellular Automata and Historical Processes,” Philip E. Tetlock and Aaron Belkin (eds.), *Counterfactual Thought Experiments in World Politics: Logical, Methodological, and Psychological Perspectives*, Princeton University Press, 1996, pp. 39-67.

(59) 与小野大とは、与党が国会において少数派で野党が多数派を形成していることを指す。

(60) 第5共和国（1980-1987）のこと。全斗煥の執権期にあたる。

かったとすると、盧泰愚はどうしていただろうか。基本権をめぐる市民間の調整ゲームが解決されていない以上、執権者は一部の市民の基本権を侵害しつつも別の市民の基本権は侵害せず、後者から黙認を得る代わりに何らかの反対給付を与えることで、成功裡に侵害を行うことが可能である。侵害に対して全ての市民が協力して挑戦しない限り侵害は常に成功する以上、合理的な執権者であれば誰でも侵害する。水泰愚⁽⁶¹⁾であったとしても、盧泰愚が何らかの超憲法的措置をとった公算が極めて高い。また、反対に、1987年憲法によって、基本権をめぐる市民間の調整ゲームが完全に解決されたとしても、ゲームのステイクが依然として高いままだったとすると、盧泰愚はどうしていただろうか。この場合、基本権の侵害に対しては全ての市民が協力して挑戦するものと考え、はじめからそうしないでおこうと抑制されると考えられる。ゲームのステイクが依然として高いということは、定義上、大統領が国会に対して何らかの憲法規定上の優位性（leverage）を有しているということでもあるので、盧泰愚はそれに依存しただろう。実際は、1990年1月、与党民正党と野党の民主党・新共和国の3党が合併し、改憲議席の3分の2を上回る新与党の民自党が結成され、政局は与小野大から与大野小へと一気に再編される。

（4）小 結

以上、本節では、1948年憲法・1962年憲法・1987年憲法それぞれの事例を比較し分析することを通じて、第3節で提示された理論を検証してきた。その結果、制度としての憲法の持続性における差は各憲法が自己拘束的な憲法であるかどうか次第であるという理論の妥当性が、少なくとも韓国憲政史の通時的な比較においては確かめられた。1948年憲法と1962年憲法は自己拘束的な憲法ではなかったため、持続せず何度も改正された反面、1987年憲法は不十分ながらそれなりに自己拘束的な憲法であるため、

(61) 決断力に欠けるリーダーシップ・スタイルを揶揄する表現。

表 6

	基本権をめぐる市民間の調整ゲーム	ゲームのステイク
1948年憲法	○	×
1962年憲法	×	×
1987年憲法	○	○

○：自己拘束的な憲法である要件を満たす

×：自己拘束的な憲法である要件を満たさない

未だ改憲論議が絶えないとはいえ、今日に至るまで過去16年間以上一度も改正されることなく持続してきていると言える（表6を参照）。つまり、全てのアクターが憲法がないときよりもあるときの方が自らの利益になると考えるとき、憲法は自己拘束的となり、制度としての憲法は持続する。一言で言うと、自己拘束的な憲法とは自己恒久的な憲法である。

6 結 論

本稿では、制度としての憲法の持続性の差がなぜ生じるのかについて、韓国の事例を通じて明らかにした。これまで憲法が持続してこなかったのは、改正手続きが容易であったからでも、憲法典が長かったからでも、憲法成立過程が非民主的であったからでも、政治文化や社会経済条件が未成熟で外挿的な制度との乖離が解消されていなかったからでも、執権者が暴君ネロであったからでも、そのいずれでもない。憲法が持続するかどうかはその憲法が自己拘束的であるか次第である。

検証の結果、1948年憲法と1962年憲法は自己拘束的な憲法ではなかったため、持続せず何度も改正された反面、1987年憲法は不十分ながらそれなりに自己拘束的な憲法であるため、今日に至るまで過去16年間以上一度も改正されることなく持続してきている。自己拘束的な憲法においては、基本権をめぐる市民間の調整ゲームが解決され、ゲームのステイクが下げられている。そのため、全てのアクターがその憲法がないよりはある方がい

いと考え、憲法が持続する。つまり、たとえ哲学王や賢民でなくても、執権者や市民は、自らが置かれた制度やそこから生じる動機に従って、利益追求にあたって選択する戦略を変えるというわけである。

残された課題は、それでは何故、自己拘束的な憲法である1987年憲法の下でも、改憲論議が今日に至るまで絶えないのだろうか、という点である。一つは、基本権をめぐる市民間の調整ゲームの解決はともあれ、1987年憲法によってもゲームのステイクが未だ十分に下がりきっていないという可能性である⁽⁶²⁾。事実、これまでの改憲論議は、大統領制という統治構造に集中している⁽⁶³⁾。2004年3月12日、盧武鉉大統領に対する弾劾訴追案が国会において可決されたことは、そうした可能性を強烈に示唆している。弾劾を主導した野党のハンナラ党と民主党は、訴追理由の一つとして、2004年4月に予定されていた第17代国会議員選挙における盧武鉉大統領による選挙法違反を挙げているが、ここからも政治的競争における公平さ(p)の重要性が読み取れる。もう一つは、比較制度分析において言われるように、複数の均衡解が存在する可能性である⁽⁶⁴⁾。基本権をめぐる市民間の調整ゲームを解決し、ゲームのステイクを下げる憲法は、何も現行の1987年憲法だけではない。複数の自己拘束的な憲法が存在しうるのである。さらに、ダール(R. Dahl)に倣って、憲法典に加えて選挙法も含めて広い意味で「憲法システム」を捉えたと、4年に一度の国会議員選挙の度に選挙制度が変わっているの、1987年憲法の下において、韓国の憲法システムは周期的に変ってきたと評価することができる⁽⁶⁵⁾。ただ、本稿

(62) 任赫伯「韓国の大統領制がヴァナンス模索：制度と運営方式を中心に（韓国語）」『亜細亜研究』46巻4号（2003年）pp. 193-223.

(63) この間の論争については、例えば、金哲洙『韓国立憲主義の定着のために（韓国語）』（法書出版社、2003年）pp. 28-41；国際平和戦略研究会編『韓国の権力構造論争（韓国語）』（プルビィ、1997年）；朴浩成他『韓国の権力構造論争2：権力構造の運営と変化（韓国語）』（プルビィ、2000年）；朴浩成編『韓国の権力構造論争3：韓国型権力構造の模索（韓国語）』（インガンサラン、2002年）を参照せよ。

(64) 青木、前掲書

では、憲法とはあくまでも憲法典のことであると限定して分析を行った。改憲論議が国会議員選挙制度と政党システムとの関連の中で提起されてきていることを勘案すると、今後憲法システムまで分析の対象を拡大する必要がある。

もう一つ残された課題は、韓国憲政史を他国の憲政史と共時的に比較すること (cross-national comparison) だろう。特に、韓国のような新生民主国家における政治制度一般の持続性、その中でも憲法の持続性は民主主義の定着 (consolidation) にとって必須の条件である⁽⁶⁶⁾。それだけでなく、憲法がすべてのアクターにとって公正なゲームのルールというよりはアクターによる暫定的な均衡戦略であるとすれば、通常安定した民主国家だと考えられている国家においても、憲法の持続性は決して自明のものではない。だからこそ、ある国の憲法は改正されることなく長い間持続し、別の国の憲法はすぐに改正され、場合によっては新憲法によって代替されるとしたら、なぜそうなのかを追究しなければならない。こうした共時的な比較には各事例に精通した専門家による共同研究が欠かせないが、本稿で行った韓国憲政史における通時的な比較 (inter-temporal comparison) がそのための一助となれば幸いである。

(65) Robert A. Dahl, *How Democratic is the American Constitution?*, 2nd Edition, Yale University, 2003; ロバート・A. ダール (杉田敦訳) 『アメリカ憲法は民主的か』(岩波書店, 2003年)

(66) Linz, Juan and Alfred Stepan, "Consolidating New Democracies," *Journal of Democracy*, Vol. 7, No. 2 (1996).